

1 民事の保護命令としてのプログラム

アメリカでは、民事救済制度である保護命令 (protection order)³²⁾ が全米 50州およびコロンビア特別区で整備されている。³³⁾ 裁判所が、被害者の申請を受け、加害者に対して一定の作為・不作為を命じるのが保護命令³⁴⁾であり、その内容は、暴力行為の禁止、嫌がらせ・迷惑行為の禁止、接近禁止、連絡禁止、立ち退き、生活費・養育費の支払いなど多岐に渡る。³⁵⁾ 通常、保護命令には、「一時保護命令 (Temporary Protection Order)³⁶⁾」と「通常保護命令 (Permanent Protection Order)³⁷⁾」の2種類がある。前者は、緊急性を考慮し被害者の申立てのみに基づいてただちに発令されるのが利点だが、有効期間は平均17日間と短い。³⁸⁾ 後者は、被害者・加害者双方の審尋を経て言い渡されるため発令までに時間を要するが、命令の効力は長期に及ぶ。被害者は、一般的に、まず一時保護命令を得て加害者から緊急に避難し、その後、通常保護命令を申請する。そして、裁判所は、加害者に重い負担を強いる内容の命令は、この「通常保護命令」としてのみ言い渡すことが

32) 「保護命令」は州によって、protective order, restraining order, domestic violence order など呼び方が異なる。

33) Hart B.J., State Codes on Domestic Violence: Analysis, Commentary and Recommendations. *Juvenile and Family Court Journal* 43(4), 1992, p.5.

34) 英米法には伝統的にインジャンクション (injunction 差止命令) の制度があり、DV 加害者に暴力行為の禁止や接近禁止といった「命令」を言い渡す土壌は整っていた。酒巻匡「米国のDV対策法制—比較法制度の視点から」警論53巻7号(2000)37頁以下。

35) Eigenberg H. et al., Protective Order Legislation: Trends in State Statues. *Journal of Criminal Justice* 31, 2003, p.417.

36) ex parte order とも呼ばれる一時保護命令の立法化は、DVを私的なものにとらえ、国家による不介入政策をとってきたアメリカにとっては重大な政策転換であった。Chaudhuri M.=Daly K., Do Restraining Orders Help? Battered Women's Experience with Male Violence and Legal Process, in Buzawa E. et al. (eds.), *Domestic Violence: The Changing Criminal Justice Responses*, 1992, p.228. なお、筆者はこれまで、この一時保護命令を、その性質に照らし「緊急保護命令」と訳していたが、カリフォルニア州の「緊急保護命令 (Emergency Protective Order)」制度との関係上、「一時保護命令」と訳出することにした。

37) これらのほかに、たとえば、カリフォルニア州のように、緊急時に、警察官やシェリフなどが裁判官に口頭で申請でき、その場で得られる緊急保護命令もある (Cal. Fam. Code §6250) (West 2008)。ただ、緊急保護命令の有効期間は5~7日間とさらに短い (Cal. Fam. Code §6256) (West 2008)。

38) ただし、発令後に通知と審尋の機会は与えられている。Eigenberg et al., *supra* note 35), p.416.

可能である。現在、アメリカの半数以上の州で、被害者救済の手段である保護命令の1つとして、加害者プログラム・カウンセリング受講が明文で規定されている³⁹⁾。一方、保護命令の1つとしてプログラム受講を明文化していない州でも、被害者や家族の安全と福祉のために必要な場合には、裁判官の裁量で受講命令を言い渡すことができる⁴⁰⁾。さらに、子どもへの面会の条件や親権行使の条件としてプログラム受講が命じられる場合もある⁴¹⁾。いずれの場合においても、加害者の同意は必要ではない。

加害者プログラムを保護命令として言い渡すことの利点としては、刑事手続きと異なり迅速に発令される点⁴²⁾、そして、DV行為が存在したことの証明を、刑事手続きで求められる「合理的疑いを超える程度」(beyond reasonable doubt)の水準ではなく、「証拠の優越の程度」(preponderance of evidence)⁴³⁾に証明すればよい点などが挙げられる。しかし、その一方で次のような難点も抱えている。保護命令という裁判所命令への違反に対しては、制裁として、民事裁判所侮辱が存在するが、これ自体が一般の犯罪として警察官による逮捕の対象となるわけではない。したがって、保護命令は、命令違反に対する確実な執行がなければ「紙切れ一枚」にすぎず、

39) たとえば、Cal. Fam. Code §6343(a)(West 2008)。1988年の調査では、28州とコロンビア特別区において、明文で加害者プログラム・カウンセリング受講命令が規定されていた。

Finn P.= Colson S., *Civil Protection Orders: Legislation, Current Court Practice, and Enforcement*, National Institute of Justice, Washington D.C., 1990, p.44, また、1999~2001年の全米調査では、33州(66%)とコロンビア特別区で、加害者プログラム・カウンセリング命令が規定されるようになった。Eigenberg et al., *supra* note 35), p.417.

40) 1992年に全国少年・家庭裁判所判事評議会が発表した「模範DV法典」においても、被害者の幅広い救済を可能とする、このような規定を置くことを推奨している。Advisory Committee of the Conrad N. Hilton Foundation Model Code Project of the Family Violence Project, *Model Code on Domestic and Family Violence* § 306,2(h), National Council of Juvenile and Family Court Judges, Nevada, 1994, p.27.; Klein C.F.= Orloff L.E., *Protecting Battered Women: Latest Trends in Civil Legal Relief. Women and Domestic Violence: An Interdisciplinary Approach* 10(2), 1999, pp.34-35.

41) Davis = Taylor, *supra* note 25), p.71; Lovik M.M., *Domestic Violence: A Guide to Civil and Criminal Proceedings*, Michigan Judicial Institute, Michigan, 2004, p.40.

42) Roberts A.R.= Kurst-Swanger K., *Court Responses to Battered Women and Their Children*, in Roberts, *supra* note 14), p.131.

43) Eigenberg et al., *supra* note 35), p.416.

44) Epstein D., *Effective Intervention in Domestic Violence Cases: Rethinking the Roles of Prosecutors, Judges, and the Court System. Yale Journal of Law and Feminism* 11, 1999, p.12.

命令違反を躊躇しない加害者には、受講命令は効果がないばかりか、その復讐心を煽り、被害者を一層危険な状態に置きかねない。そのため、州の中には、保護命令の実効性を確保するために、保護命令違反自体を犯罪(軽罪、misdemeanor)とする所が出てきたのである。⁴⁵⁾

なお、州ごとにプログラムの期間や受講料などに違いはみられるものの、加害者プログラムの多くは、自発的受講者、保護命令による受講者、刑事処分による受講者をすべて引き受けている。⁴⁶⁾

2 刑事処分としてのプログラム

(1) 刑事処分としての加害者プログラムの発展 加害者プログラム・カウンセリング受講を命じる保護命令の発展とともに、刑事司法制度へもプログラムが導入されるようになってきた。⁴⁷⁾ その背景には、DVの犯罪化が進み、刑事司法手続きの対象となる加害者の数が増大したことがある。1970年代に入るまで、アメリカでも、刑事司法機関は、DVを「犯罪」ではなく、単なる「家庭内のもめごと」とみなし、加害者を逮捕、訴追することはまれであった。⁴⁸⁾ DVの通報を受けた警察官は、家族危機介入(family crisis intervention)を行うことが推奨され、⁴⁹⁾ 加害者を逮捕する代わりに、

45) Finn P., Civil Protection Orders: A Flawed Opportunity for Intervention, in Steinman M. (ed.), *Woman Battering: Policy Responses*, Cincinnati, Ohio, 1991, p.181.

46) Finn = Colson, *supra* note 39), p.49.

47) たとえば、カリフォルニア州では保護命令違反は軽罪であり、その法定刑は1,000ドル以下の罰金もしくは1年以下の拘禁刑、またはその併科である(Cal. Penal Code §273.6(a) (West 2008))。

48) Ganley A.L., Perpetrators of Domestic Violence: An Overview of Counseling the Court-Mandated Client, in Sonkin, *supra* note 31), p.162.

49) Caesar P.L.= Hamberger L.K., Introduction: Brief Historical Overview of Interventions for Wife Abuse in the United States, in Caesar P.L.= Hamberger L.K., *Treating Men Who Batter: Theory, Practice, and Programs*, Springer, New York, 1989, p.xxix.

50) Sherman L.W., The Influence of Criminology on Criminal Law: Evaluating Arrests for Misdemeanor Domestic Violence. *The Journal of Criminal Law and Criminology* 83, 1992, p.11. 警察官がDVへの対応を躊躇した一因には、DVに関与すると重傷を負う可能性が高いと指摘されていたことがあった。Roberts A.R., Police Intervention, in Roberts, *supra* note 10), p.122. ただし、この指摘は、後の調査で誤りとされている。Garner J.= Clemmer E., *Danger to Police in Domestic Disturbances-A New Look at the Evidence*, National Institute of Justice, Washington D.C., 1986, p.2.

51) Bard M.=Zacker J., The Prevention of Family Violence: Dilemmas of Community

当事者間の仲裁を図り、必要があれば、カウンセリング機関や社会福祉サービス機関へ紹介を行っていた。⁵²⁾ 国際警察署長協会 (International Association of Chiefs of Police) は、「家庭内の問題に対応するにあたり、逮捕はあくまでも最後の手段である」ことを指針として掲げていたし、⁵³⁾ アメリカ法律家協会 (American Bar Association) も、裁判官の過剰負担を軽減するため、DV ケースを刑事司法制度に持ち込まないように訴えていた。⁵⁴⁾ また、1974年には、国立法執行刑事司法研究所 (National Institute of Law Enforcement and Criminal Justice) が、ニューヨーク市警察による家族危機介入の取り組みを「模範プログラム」に指定し、⁵⁵⁾ 1977年までには、全米で署員100人以上規模の警察署の70%以上で、警察官による危機介入トレーニングが開始されていた。⁵⁶⁾ しかし、そのような警察の介入は、暴力に対する加害者の責任を希薄化するため、DV 抑止に役立たないばかりか、むしろ、被害者をさらなる危険に曝すものだとし、被害者の支援者たちから⁵⁷⁾ 厳しく批判されていた。

他方、DV は家庭内の問題であるとして、加害者を逮捕せず被害者を保護しないという、警察当局の消極的対応は、被害者による警察を相手取った民事訴訟を引き起こした。とくに、コネチカット州連邦地裁が、DV 被害者と他の犯罪の被害者とを異なって扱う警察の実務が合衆国憲法修正第14条の平等保護条項に違反するとして、被告である警察当局に、夫から重

Interaction. *J. Marriage and the Family* 33, 1971, p.680. 1967年には、このプログラムに対して、Law Enforcement Assistance Agency (LEAA, 法執行援助機関) から助成金が供与された。

52) Jaffe P.G.= Hastings E. et al., *The Impact of Police Laying Charges*, in Hilton N.Z. (ed.), *Legal Responses to Wife Assault*, Sage, California, 1993, p.68.

53) International Association of Chiefs of Police, *Training Key 16: Handling Disturbance Calls* (1967).

54) アメリカ法律家協会は、警察は、夫婦間の紛争等への対応に際しては、なるべく逮捕を行うべきではないとしていた。American Bar Association Advisory Committee on the Police Function, *Standards Relating to the Urban Police Function* (1973) p.95.

55) Bard M.= Connolly H., *The Police and Family Violence: Policy and Practice*, in U.S. Commission on Civil Rights, *Battered Women: Issues of Public Policy*, (1978) p.315.

56) Sherman L.W.= Berk R.A., *The Minneapolis Domestic Violence Experiment. Police Foundation Report 1*, 1984, p.2.

57) Ferraro K.J., *Policing Women Battering*, *Social Problems* 36, 1989, p.61.

傷を負わされた女性とその息子に対し230万ドルの損害賠償支払いを命じたサーマン対トリングトン市事件は、全米の警察官に、DV被害者を保護しなければ、訴訟を提起される可能性があることを認識させた。さらに、国立司法研究所 (National Institute of Justice) の助成を受けた警察財団 (Police Foundation) とミネアポリス警察署 (Minneapolis Police Department) が、軽罪のDV事案について、「逮捕」「アドバイス・仲裁」「当事者の一時的引き離し」のいずれかを行い、加害者のその後のDV抑止に逮捕がもっとも効果があると結論づけた。警察当局に対する訴訟提起とこのミネアポリス実験 (The Minneapolis Domestic Violence Experiment) の結果によって、警察はDV事件に対する逮捕回避政策の転換を余儀なくされた。⁶⁰⁾そして、司法長官が組織したファミリー・バイオレンスに関する特別調査委員会 (Attorney General's Task Force on Family Violence) が、1984年に発表した報告書の中で、「ファミリー・バイオレンスは犯罪」で、「逮捕を促進すべき」⁶³⁾だという勧告を行ったこともあり、逮捕を促進あるいは義務化する立法を行う州も現れた。

58) Thurman v. City of Torrington, 595 F. Supp. 1521 (D. Conn. 1984). アメリカの警察によるDV対策については、小林寿一「夫婦間暴力に対する警察の対応—アメリカ合衆国における動向について(1)~(5)」警研60巻8号(1989)17頁以下、9号20頁以下、10号29頁以下、11号23頁以下、12号15頁以下が詳しい。

59) Sherman = Berk, *supra* note 56), p.2; Sherman L.W. = Berk R.A., The Specific Deterrent Effects of Arrest for Domestic Assault. *American Sociological Review* 49, 1984, p.270. しかし、その後行われた同様の調査では、明らかに、他の処遇との比較において逮捕が再犯防止に有効だという結果は得られなかった。たとえば、Dunford F.W., The Measurement of Recidivism in Cases of Spouse Assault. *The Journal of Criminal Law & Criminology* 83, 1992, p.123; Dunford F.W. et al., The Role of Arrest in Domestic Assault: The Omaha Police Experiment. *Criminology* 28(2), 1990, p.204; Hirschel J.D. = Hutchison I.W., Female Spouse Abuse and the Police Response: The Charlotte, North Carolina Experiment. *The Journal of Criminal Law & Criminology* 83, 1992, p.118. ただ、後の再調査の結果、有職者には、逮捕が有効だという結果が報告されている。Sherman L.W., *Policing Domestic Violence: Experiments and Dilemmas*, Free Press, New York, 1992, p.17.

60) Brown G.R., Battered Women and the Temporary Restraining Order. *Women's Rights Law Reporter* 10(4), 1987-88, p.266.

61) この「ファミリー・バイオレンス (family violence)」という言葉には、配偶者間、パートナー間の暴力に限らず、児童虐待、高齢者虐待なども含まれている。

62) Hart W.L. et al., *Attorney General's Task Force on Family Violence*, U.S. Dept. of Justice, Washington D.C., 1984, p.10.

63) Hart, *supra* note 62), p.22.

警察同様、検察も DV 事件への関与に積極的ではなく、被害者の支援者たちから訴追率の低さを非難されて⁶⁴⁾いた。そこで、DV 事件については、被害者の告訴取り下げを制限する、罰則付召還令状 (subpoena) で証人としての被害者の出頭を確保する、証拠不十分の場合以外は加害者を積極的に訴追するといった起訴強制策を打ち出すようになった。

このような警察の逮捕推進政策、また、検察の起訴強制策は、検察への DV 加害者の送致件数、そして、訴追件数を大幅に増加させた。たとえば、ワシントン州では、必要的逮捕を法制化した後、逮捕率は 4 倍に、起訴件数は 3 倍に急増したと報告されて⁶⁵⁾いた。

しかし、DV の典型的行為は軽罪の暴行・殴打 (assault and battery) であり、起訴され有罪となったとしても、ほとんどの加害者には罰金刑かプロベーション (probation: 刑の宣告・執行猶予) などが言い渡されるにすぎない⁶⁶⁾。裁判所は、DV は防止したいが、初犯の軽罪者に拘禁刑を言い渡すことを躊躇するからである。さらに、当時、連邦、各州で、薬物犯罪の宣告刑の必要的下限 (mandatory minimum sentences) が定められ⁶⁸⁾、薬物犯罪者に対して拘禁刑が多く言い渡され、その結果、矯正施設が過剰収容状態に陥っていたことも、裁判所が加害者の収容処分言い渡しを避ける一因となっていた⁷⁰⁾。増え続ける逮捕者に対処するために、検察官は訴追の代

64) Cahn N.R., Innovative Approaches to the Prosecution of Domestic Violence Crimes: An Overview, in Buzawa et al., *supra* note 36), p.162.

65) Victim Services Agency, *The Law Enforcement Response to Family Violence: A State by State Guide to Family Violence Legislation* (1988), cited in Buzawa E.S.= Buzawa C. G., *Domestic Violence: The Criminal Justice Response*, 2nd Edition, Auburn House, Connecticut, 1996, p.157.

66) さらに、DV 加害者には、一般犯罪の加害者と比較して軽い刑が言い渡されているとの指摘もある。Davis R.C.= Smith B.E., *Crimes between Acquaintances: The Response of Criminal Courts*. *Victimology* 6, 1981, p.177.

67) Gelles R.J., Standards for Programs for Men Who Batter? Not Yet, in Geffner = Rosenbaum, *supra* note 11), p.13; Eigenberg H.M., *Woman Battering in The United States: Till Death Do Us Part*, Waveland Press, Illinois, 2001, p.287.

68) 連邦では、1986年に反薬物乱用法 (Anti-Drug Abuse Act) が制定されている。

69) アメリカの薬物への取り組みについては、小谷野捷治=松山彩子「アメリカの薬物乱用と対策の歴史」警論46巻11号 (1993) 38頁以下を参照。

70) Gondif E.W., *Batterer Intervention Systems: Issues, Outcomes, and Recommendations*, Sage, California, 2002, p.6.

替措置を、裁判所は拘禁刑に代わる処分を必要としていた。⁷¹⁾

アメリカでは、1967年に、「法の執行と司法の運営に関する大統領委員会 (The President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice)⁷²⁾」が、「刑罰による制裁に値する(者)……以外の犯罪者は、これを直ちに放免するか、それとも非刑罰的な方法による処置に切り替えること⁷³⁾」と提言して以降、各地でさまざまなダイバージョン計画が実施されるようになっていた。⁷⁴⁾そして、大統領委員会は、ダイバージョンの対象には、警察や検察による家族間の紛争解決も含まれることも示唆していた。⁷⁵⁾つまり、当時、警察が積極的に仲裁的介入を行っていた背景には、このような事情も存在していた。こうして、たとえば、カリフォルニア州では、公判前のダイバージョンとして、軽罪のDV行為を行って訴追されている加害者のうち、過去10年間暴力犯罪で有罪とされていない、過去にプロベーションやパロールを取り消されていない、過去10年間に別のDV犯罪でダイバージョンされていないとの条件を満たす者について、⁷⁶⁾保護観察官がプログラム受講の適性を審査する。裁判官は、これらの条件を満たした者に対し罪状認否手続きを行わず、加害者処遇カウンセリングプログラム受講を命じる。そして、加害者がプログラムを終了すれば刑事手続きが打ち切られ、⁷⁷⁾終了しなければ刑事手続きが再開されることとなった。

さらに、1984年のファミリー・バイオレンスに関する連邦の特別調査委

71) Feder = Dugan, *supra* note 18), p.344.

72) 松尾浩也「刑事司法の運営に関する大統領諮問委員会報告書について」家月23巻6号(1971)1頁。

73) President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, *The Challenge of Crime in Free Society*, U.S. Government Printing Office, Washington D.C., 1967, p.134. この訳は、井上正仁「犯罪の非刑罰的処理—『ディバージョン』の観念を手懸りにして」芦部信喜ほか編・岩波講座基本法学(8)紛争(岩波書店・1983)395頁以下に拠った。

74) アメリカのダイバージョンについては、井上・前掲注73)参照のこと。

75) President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, *supra* note 73), p.134.

76) Cal. Penal Code §1000.6(a)(1)-(3) (West 1995).

77) なお、カリフォルニア州では、1995年に法律が改正され加害者プログラム受講を条件とする公判前ダイバージョンは廃止された。Hooper M., When Domestic Violence Diversion Is No Longer an Option: What to Do with the Female Offender. *Berkeley Women's Law Journal* 11, 1996, pp.168-169.

員会報告書では、裁判官に対して「ファミリー・バイオレンスのケースでは、多様な処遇の選択肢を検討すべきだ⁷⁸⁾」との提言が行われ、刑事司法制度への加害者プログラム・カウンセリング導入推進が示唆された⁷⁹⁾。そして、「刑事司法機関が命じた時に、加害者プログラムはもっとも効果を発揮するので、この手段 (leverage) の重要性を過小評価してはならない」とも明言された⁸⁰⁾。

このように、新しい逮捕推進政策とともに、DV の加害者プログラムは発展を遂げてきた⁸¹⁾。しかし、これに対しては、被害者支援のための予算が削減される⁸²⁾、効果が確実でないため被害者に偽の安心感を与える⁸³⁾、ダイバージョンは加害者の罪の意識を軽減させるといった批判が⁸⁴⁾、被害女性の支援者達からは向けられていた。そうした批判に曝されつつも、加害者プログラムは、1994年の「女性に対する暴力法 (Violence Against Women Act)」の成立を受け、さらに普及拡大する⁸⁵⁾。連邦法においても、有罪とされた初犯のDV 加害者に対して、裁判所は拘禁刑を言い渡さないときにはプロベーションを言い渡さなければならず、その場合には裁判所によって認定された加害者プログラムの受講を条件としなければならないことと

78) Hart et al., *supra* note 62), p.34.

79) Hart et al., *supra* note 62), p.35. この報告書では、加害者プログラム受講を条件とする公判前ダイバージョンとプログラム受講を条件とする刑の宣告猶予の2つのダイバージョンが推奨されている。

80) Hart et al., *supra* note 62), pp.48-49.

81) Martin D., The Historical Roots of Domestic Violence, in Sonkin, *supra* note 31), p.17; Davis = Taylor, *supra* note 25), p.70; Paymar M., *Violent No More: Helping Men End Domestic Abuse*, Hunter House, California, 2000, p.219; Gondolf E.W., A Victim-Based Assessment of Court-Mandated Counseling for Batterers. *Criminal Justice Review* 16(2), 1991, p.214. ただ、この時点では、ミネアポリスでの研究結果がDV 抑止における逮捕の効果を証明していたのと異なり、加害者プログラムに関する大規模な実証研究が行われているわけではなかった。それでもなお、ファミリー・バイオレンスに関する特別調査委員会報告書がプログラムを推奨したのは、たとえ、その有効性が実証されなかったとしても、心理療法は加害者の害にはならないと考えられたからであろう。Gelles, *supra* note 67), p.15.

82) Gondolf, *supra* note 8), p.7; Schechter S., *Women and Male Violence*, South End Press, Boston, 1982, p.260; Tsai, *supra* note 13), p.1314.

83) Dekki, *supra* note 25), p.575.

84) Gondolf, *supra* note 8), pp.6-7.

85) Hanna C., The Paradox of Hope: The Crime and Punishment of Domestic Violence. *William and Mary Law Review* 39, 1997-98, p.1526.

⁸⁶⁾
 なった。

(2) 刑事処分としての加害者プログラム アメリカでは、刑事処分としての加害者プログラム受講は、有罪認定後、刑の宣告（執行）猶予に伴うプロベーションの条件として裁判所から命じられるか、公判前のダイバージョンとして、検察官や裁判所からプログラムに送致されるのが一般的である。⁸⁷⁾

(a) プロベーションの条件として 有罪認定後、刑の宣告（執行）猶予に伴うプロベーションの条件として裁判所から命じられる例として、たとえば、カリフォルニア州では、DVに関する犯罪⁸⁸⁾で有罪となった被告人について、刑の宣告または執行が猶予されプロベーションが言い渡される際に、条件として、①最低36か月の保護観察、②刑事保護命令の発令、③加害者の処遇について被害者に通知、④加害者の身柄登録（booking）（まだ行われていない場合のみ）、⑤最低400ドルの支払（DV関連基金に組み込まれる。加害者の資力に応じて減額・免除あり）、⑥最低1年間の加害者プログラム受講（毎週2時間以上最低1年の期間。その地域にプログラムが存在しなければ、裁判所が指示する適切なカウンセリング受講）、⑦その他保護観察遵守事項の厳守、⑧社会奉仕作業の実施、などが言い渡される。⁸⁹⁾被告人は、プロベーションの期間中、郡の保護観察官の監督下に置かれ、裁判所から命じられた条件に従わなければならない。他方、保護観察所は、被害者に対して、加害者がプログラム受講を命じられたこと、被害者が利用できる被害者援助のための社会資源について通知を行うよう求められる。また、被害者には、加害者プログラム受講が、「加害者が非暴力的になることを保障するものではない」点も、伝えられなければならない。⁹⁰⁾被告人の

86) 18 U. S.C. §3561(b), 3563 (a)(4). ただし、そのようなプログラムが、被告人の法律上の住居から半径80キロ以内に存在する場合に限られる。

87) このように、裁判所命令または裁判所の送致によるプログラム受講者は、全受講者の約80%にのぼる。Healey = Smith = O'Sullivan, *supra* note 23), p.1.

88) たとえば、(元)配偶者、(元)婚約者に対する暴行や故意の身体傷害などが該当する(Cal. Penal Code §243 (e) (West 2008), Cal. Penal Code §273.5(f) (West 2008))。さらに、保護命令違反で有罪とされた者についても、保護観察が科されれば加害者プログラム受講が義務づけられる(Cal. Penal Code §273.6 (h) (West 2008))。

89) Cal. Penal Code §1203.097(a) (West 2008).

90) Cal. Penal Code §1203.097(b) (4) (West 2008).

出席状況、受講料の支払い状況、プログラムの条件への遵守状況などについては、定期的に、プログラムのスタッフから保護観察所に報告が行われ⁹¹⁾る。検察官、裁判所、または保護観察官が、被告人のプログラムへの参加状況に問題がある、カウンセリングは有益ではない、犯罪行為を行ったと考えた時は、裁判所は、検察官、保護観察官の申し立てを受け、あるいは職権で、審理を行い、さらなる判決言渡しの必要性を決定しなければならない。その際、裁判所は、以前の被害者または新たな被害者に対してプロベーション期間中に暴力を行った事実、さらに、その他のプロベーションの条件の遵守状況を考慮することが可能である。その結果、裁判所は、被告人のプログラムへの参加状況に問題がある、カウンセリングは有益ではない、保護観察の条件を遵守していない、あるいは犯罪行為を行ったと認めれば、被告人のプログラム受講を打ち切り、さらなる判決言渡しを行うのである。⁹²⁾

なお、プログラムの受講期間は州によって大きく異なり、たとえば、フロリダ州では法律で最低29週と規定されているが⁹³⁾、ミズーリ州ではガイドラインで最低26週、コロラド州ではガイドラインで最低36週と定められている。⁹⁴⁾プログラム受講費は、ほとんどの州で加害者負担と規定され、政府が拠出する予算は比較的安く抑える努力がなされている。⁹⁵⁾⁹⁶⁾

91) Cal. Penal Code §1203.097(c) (1)(o)(ii) (West 2008).

92) Cal. Penal Code §1203.097(a) (12) (West 2008).

93) Fla. Stat. Ann. §741.325(3) (West 2008).

94) The Missouri Coalition Against Domestic and Sexual Violence, *Standards and Guidelines for Batterer Intervention Programs* (2006), Colorado Domestic Violence Offender Management Board, *Standards For Treatment With Court Ordered Domestic Violence Offenders* (2002).

95) Hanna, *supra* note 85), p.1531. たとえば、カリフォルニア州では、加害者の資力に応じて支払額が決定される (Cal. Penal Code §1203.097 (c) (1) (P) (West 2008)). 費用の詳細については Sinclair H., *A Community Activist Response to Intimate Partner Violence*, in Aldarondo = Mederos, *supra* note 14), Chapter 5-21 参照。フロリダ州でも加害者が自己のDV行為の責任を認識するのに重要だという理由で、プログラムの費用は加害者の自己負担となっている。Fla. Stat. Ann. §741.325(6) (West 2008).

96) Jones A.S., *The Cost of Batterer Programs*. *Journal of Interpersonal Violence* 15, 2000, pp.583-584. なお、加害者プログラムで、とりわけグループ治療が趨勢を誇っているのは、1対1のカウンセリングより経済的だからということも指摘されている。Davis = Taylor, *supra* note 25), p.70.

(b) 公判前ダイバージョンとして 一方、公判前ダイバージョンによる加害者プログラム受講には、非公式的な検察官の裁量による場合と、制定法に規定されている場合とがある。

ウィスコンシン州には、制定法上の公判前ダイバージョン制度があり、地方検事は、(元)配偶者、(元)同棲者等に対する暴行・傷害等の罪、そして保護命令違反罪で訴追されている者(以下、対象者という)⁹⁷⁾の同意を得て、訴追手続きを猶予することができる。同意は署名入りの書面でなされなければならない。同意書面には、対象者は、一定の期間、加害者プログラム受講等の条件に従うこと、月に1度、検事に対して、条件の遵守を証明する報告書を提出することなどが記載される。⁹⁸⁾合意された猶予期間終了前に、検事または対象者が相手方に文書で通知を行えば、訴追手続きは再開となる。⁹⁹⁾他方、訴追手続きの再開なく猶予期間が満了した場合、裁判所は、その者に対する訴追を棄却しなければならない。¹⁰⁰⁾なお、訴追手続きの猶予に対する同意は、有罪を認めたことを意味するものではなく、原則として、当該犯罪で公判が開かれた場合の証拠としては許容されない。同様に、プログラム参加時に関係者に対してなされた犯罪行為に関する言辭についても、公判では証拠として認められない。¹⁰¹⁾

しかし、公判前ダイバージョンによる加害者プログラム受講の場合、プログラム終了によって刑事手続きが打ち切られるため、加害者が有罪とされることはなく、¹⁰²⁾単に裁判を逃れたい加害者の避難場所(haven)となりうる危険性があることは否定できない。¹⁰³⁾さらに、加害者の犯罪性が希薄になる代わりに、被害者側にも落ち度(責任)があるのではないかと疑われる可能性も存在する。¹⁰⁴⁾1992年に全国少年・家庭裁判所判事評議会が発表した「模範DV法典」(Model Code on Domestic and Family Violence)が、

97) Wis. Stat. Ann. §971.37 (1m) (a) 2, 3 (West 2008).

98) Wis. Stat. Ann. §971.37 (1m) (b) (West 2008).

99) Wis. Stat. Ann. §971.37(2) (West 2008).

100) Wis. Stat. Ann. §971.37(3) (West 2008).

101) Wis. Stat. Ann. §971.37(4) (West 2008).

102) Bennett = Williams, *supra* note 22), p.264.

103) Waits K., The Criminal Justice System's Response to Battering: Understanding the Problem, Forging the Solutions. *Washington Law Review* 60, 1984-1985, p.325.

104) U.S. Commission on Civil Rights, *Under The Rule of Thumb* (1982) p.62.

DV の加害者について、刑の宣告猶予は認めてもよいが、公判前ダイバージョンは認めるべきでないとしたのも、DV が重大な犯罪であるとの認識が薄められるという理由からであった。¹⁰⁵⁾ 実際、カリフォルニア州は、1995年に法律を改正し、1996年1月1日からDV 加害者に対する公判前ダイバージョンを廃止している。¹⁰⁶⁾

(c) 矯正施設での新たな動き　すでにみてきたように、アメリカでも、DV 行為で拘禁刑を言い渡される例は少ない。そのため、これまで、おおむね刑期1年以下の短期受刑者を収容する地方自治体管轄のジェイル(jail) や、重罪を犯した者が収容される州立刑務所(prison) といった矯正施設内での加害者プログラムが議論されることはそれほどなかった。¹⁰⁷⁾ しかし、最近、アメリカでは、ジェイルや刑務所内でも、DV 加害者プログラムが行われるようになってきている。¹⁰⁸⁾

3 自発的受講

自発的受講は、文字通り、強制力によらずにみずからが受講を希望する場合であるが、加害者自身が行動変容を望むというより、パートナーとの別離を避けるため、やり直すためといった動機に支えられている場合が多い。¹⁰⁹⁾ ソーシャルワーカーや神父らの勧めで受講する場合もある。ただ、加害者が、自発的意思によってプログラムを受講するため、受講を途中で

105) Model Code on Domestic and Family Violence §218(1). この点は、1982年にすでに指摘されていた。U. S. Commission on Civil Rights, *supra* note 104), p.96.

106) Model Code on Domestic and Family Violence §218(1) Commentary 参照。

107) California Senate Bill 169, October 1995.

108) Saunders D.G.= Hamill R.M., *Violence Against Women: Synthesis of Research on Offender Intervention*, National Institute of Justice, Washington D.C., 2003, p.19.

109) たとえば、サンフランシスコにある Manalife では、市内のジェイルおよびサンクエンチン州刑務所で、プログラムを提供している。詳細は、〈<http://www.manalifeinternational.org/aboutuspage.html>〉参照。

110) 台湾でも、家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役中の受刑者に対して、特別な処遇を行うという規定が置かれている(台湾家庭暴力防治法33条)。町野翔「台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム」内閣府男女共同参画局編・配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(2003)を参照。さらにイギリスでの取り組みについては、柑本美和「イギリスにおけるDV 加害者対策—加害者更生プログラムを中心として」トラウマティック・ストレス3巻1号(2005)37頁以下を参照されたい。

111) Bennett = Williams, *supra* note 22), p.264.

放棄しても、刑の言い渡しや刑事手続きの再開といったサンクションが行われるわけではない。

司法制度への加害者プログラム導入後も、自発的にプログラムを受講する加害者数はそれほど減少していない。たとえば、マサチューセッツ州の Emerge では、自発的受講者の数は1985年に週当たり30名（受講者全体に占める自発的受講者の割合は80%）であったが、2002年には週当たり60名となっている（同¹¹²⁾25%）。

IV 加害者プログラムの効果に関する研究

アメリカで、逮捕推進政策を後押しした要因の1つは、DV に対する逮捕の効果に関するミネアポリス実験の結果であった。その一方で、加害者プログラムは、効果についての実証的研究結果の裏打ちがないまま司法制度への導入が進められた。しかし、プログラムに再犯防止効果がなければ、プログラムの効果を信じ、加害者との同居継続を選択した被害者は、一層危険な状況に置かれかねない。さらに、プログラムに費やされる予算を、被害者への直接的なサービスへ拠出した方が効果的な場合もありうる。こうして、加害者プログラムの効果の問題が議論されるようになった。¹¹⁴⁾

1990年代初頭までに発表された調査結果は、おおむね、加害者プログラムの再犯防止効果を示していた。¹¹⁵⁾たとえば、ダットンの調査では、プログラム非終了者のDVによる再逮捕率が40%であるのに対し、終了者の再逮捕率は4%にとどまっていた。¹¹⁶⁾また、ハンバーガーとヘイスティングス

112) Adams, *supra* note 24), p.160.

113) Dekki, *supra* note 25), p.575. ゴンドルフの調査によれば、シェルターに避難していた被害者が、加害者のもとに戻る理由の1つは、加害者のプログラム受講にあった。Gondolf E.W., The Effect of Batterer Counseling on Shelter Outcome. *Journal of Interpersonal Violence* 3, 1988, p.284.

114) ほとんどの比較調査は、刑事処分としてプログラム受講が命じられた者について行われており、保護命令によるプログラム受講者について言及したものは見あたらない。

115) 1984年から1991年に行われた調査の包括的なレビューについては、Hamberger L.K.=Hastings J.E., Court-Mandated Treatment of Men Who Assault Their Partner, in Hilton N.Z. (ed.), *supra* note 52), pp.207-220. を参照のこと。

116) Dutton D., The Outcome of Court-Mandated Treatment for Wife Assault: A Quasi-Experimental Evaluation. *Violence and Victims* 1, 1986, p.169.

によるプログラム終了後1年以内の再犯調査でも、終了者の再犯率が28%であるのと比較し、脱落者の再犯率は47%と、プログラムの再犯防止効果が実証されていた¹¹⁷⁾。さらに、裁判所命令によるプログラム受講者は、自発的受講者より終了率が高いという報告もなされていた¹¹⁸⁾。加えて、逮捕後、有罪となり裁判所に加害者プログラム受講を命じられた者は、逮捕されただけの者より再犯率が低いという結果も発表されていた¹¹⁹⁾。しかし、これら初期の調査に対しては、標本の大きさ、プログラム割当ての無作為性、比較対照群、追跡調査、再犯率の指標等の点で、信頼性に問題があるとの批判も向けられていた¹²⁰⁾。

そこで、1990年代に入ると、上記のような調査手法および調査上の問題点を改善するために、準実験計画法、さらに実験計画法を用いた調査が行われるようになった¹²¹⁾。中でも、大規模なものは、連邦司法省の助成を得て、フロリダ州プロワード郡とニューヨーク州ブルックリンのキングス郡で行われた実験計画法による調査であった。

プロワード郡では、軽罪のDV行為で有罪となった(有罪答弁を行ったか、有罪と認められた)404名の加害者に、無作為に、ドゥルースモデルに依拠した加害者プログラム26週間の受講条件付きプロベーション(1年

- 117) Hamberger L.K.= Hastings J.E., Skills Training for Treatment of Spouse Abusers: An Outcome Study. *Journal of Family Violence* 3(2), 1988, p.126.
- 118) Hamberger L.K.= Hastings J.E., Counseling Male Spouse Abusers: Characteristics of Treatment Completers and Dropouts. *Violence and Victims* 4(4), 1989, p.282.
- 119) Syers M.= Edleson J.L., The Combined Effects of Coordinated Criminal Justice Intervention in Woman Abuse. *Journal of Interpersonal Violence* 7, 1992, p.498. 同様の結果を示すものとして、Murphy C.M. et al., Coordinated Community Intervention for Domestic Abusers: Intervention System Involvement and Criminal Recidivism. *Journal of Family Violence* 13, 1988, p.278.
- 120) 加害者の再犯率を、警察記録、被害者へのインタビュー、自己申告等のようなデータを基礎として測定するかという問題である。なお、追跡調査に際し、被害者へのインタビューを行わず、警察記録のみを用いた調査では、再犯率は10~20%程度にとどまっている。Saunders = Hamill, *supra* note 108), p.16.
- 121) Hamberger L.K.= Hastings J.E., Court-Mandated Treatment of Men Who Assault Their Partner, in Hilton, *supra* note 52), pp.220-225; Healey, Smith = O'Sullivan, *supra* note 23), p.8.
- 122) たとえば、Dunford F.W., The San Diego Navy Experiment: An Assessment of Interventions for Men Who Assault Their Wives. *Journal of Consulting and Clinical Psychology* 68(3), 2000, pp.468-476. など。

間)か、条件なしプロベーション(1年間)のいずれかが言い渡された。言渡しの際に、加害者のプログラム受講に対する意欲などは考慮されなかった。有罪とされてから6か月が経過した時点で行われた調査では、受講者と非受講者との間で、DVや性役割に対する意識の変化について、有罪とされた時点との顕著な違いはみられなかった¹²³⁾。また、1年間のプロベーション期間中の加害者の再逮捕率は、双方ともに24%と違いは生じなかった¹²⁴⁾。

他方、キングス郡では、軽罪のDV行為について有罪とされた376名の加害者に対し、無作為に、ドゥルースモデルに依拠した加害者プログラム¹²⁵⁾40時間受講か、40時間の社会奉仕作業(公園や公共建築物の清掃作業)が裁判所によって命じられた¹²⁶⁾。ただし、この調査では、裁判官、検察官、加害者がプログラム受講を認めなかった場合、その者は無作為割当の段階で対象から除外された¹²⁷⁾。さらに、プログラム受講者は、プログラムを26週で終了するグループと8週で終了するグループとに分けられた¹²⁸⁾。刑の言渡しから6か月、12か月後の結果では、受講者の方が社会奉仕作業を行った者より再犯率が低いこと、さらに、26週のグループの方が8週のグループより再犯率が低いことが示された¹²⁹⁾。しかし、26週のグループ、8週のグループ、社会奉仕作業のグループ間で、加害者のDVに対する認識にさほど変化はみられなかった。

プロワード郡およびキングス郡双方の調査結果からは、受講者と非受講者の間にDVに対する意識の変化はみられなかった。再犯率に関しては、プロワード郡の調査結果では、加害者プログラム受講者と非受講者の間で、歴然とした再逮捕率の違いは示されなかったが、キングス郡の調査結果で

123) Feder = Dugan, *supra* note 18), p.366.

124) *Ibid.*

125) プログラムに付された加害者のうち77%は条件付釈放が言い渡されており、プロベーションが言い渡されたのは2%だけであった。Taylor B.G. et al., *The Effects of a Group Batterer Treatment Program: A Randomized Experiment in Brooklyn. Justice Quarterly* 18, 2001, p.178.

126) Taylor, *supra* note 125), p.176.

127) *Ibid.*

128) Davis R.C. et al., *Does Batterer Treatment Reduce Violence? A Randomized Experiment in Brooklyn*, U.S. Dept. of Justice, Washington D.C., 2000, p.29.

129) Davis et al., *supra* note 128), p.52.

は受講者の方が非受講者よりも、警察の公式記録および被害者の報告からみた再犯率は低かった。しかし、連邦司法省は、とくに、プログラムが加害者のDVに対する意識改革に影響をもたなかったという調査結果を重くとらえ、加害者プログラムが有効であるという証拠はほとんどないとした。¹³⁰⁾ただ、その一方で、調査方法論上の問題、およびプログラム自体の問題を指摘したうえで、加害者プログラムはいまだ草創期にあり、加害者プログラムという手段を放棄するには早すぎる、今後も継続的に研究を行う必要があるとも述べている。¹³¹⁾

たしかに、アメリカで加害者プログラム受講が命じられる加害者は、より重大で重篤な暴行を行っている可能性が高く、過去に複数の犯罪歴を有している者も多い。¹³²⁾そのような者にとって、プログラム受講が暴力防止への動機づけになりうると考えることはきわめて困難であろう。¹³³⁾特定の加害者像を念頭に組み立てられた既存の加害者プログラムのあり方が、効果に影響を及ぼしている可能性もある。また、DV加害者には、DVの問題に加え、アルコールや薬物の乱用問題への働きかけが必要だとの指摘がなされている。¹³⁴⁾さらに、プログラム受講を遵守しない加害者への制裁が迅速かつ適切に行われていないともいわれている。¹³⁵⁾つまり、アメリカでも、加害者プログラムのあり方について、いまだ、確固とした結論は出されていない

130) Jackson S. et al., *Batterer Intervention Programs: Where Do We Go From Here?* National Institute of Justice, Washington D.C., 2003, p.26. さらに、Feder L.= Dugan L., A Meta-Analytic Review of Court Mandated Batterer Intervention Programs: Can Courts Affect Abuser's Behavior? *Journal of Experimental Criminology* 1, 2005, p.257.

131) Jackson et al., *supra* note 130), p.27.

132) Olson D.E.= Stalans L.J., Violent Offenders on Probation: Profile, Sentence, and Outcome Differences among Domestic Violence and Other Violent Probationers. *Violence Against Women* 7(10), 2001, p.1170,1181.

133) Olson = Stalans, *supra* note 132), p.1173. プロワード郡の調査対象者の半数近くも、過去に、別の犯罪での逮捕歴を有していた。Feder = Dugan, *supra* note 18), p.355.

134) 犯罪の重大さや過去の犯罪歴にかかわらずプログラム受講条件付保護観察が言い渡されているとの指摘もなされている。Hanna, *supra* note 85), p.1513.

135) Potter-Efron R.T., Anger, Aggression, Domestic Violence, and Substance Abuse, in Hamel. J. et al. (ed.), *Family Interventions in Domestic Violence*, Springer, New York, 2007, p.437.

136) Labriola M. et al., *Court Responses to Batterer Program Noncompliance-A National Perspective*, National Institute of Justice, Washington D.C., 2007, p.53.

¹³⁷⁾
いといえる。

なお、アメリカで加害者プログラムが刑事処分として存置され続けている背景には、刑事政策上の考慮も働いている。つまり、アメリカでは、DV 行為で有罪とされ、プロベーションに付され加害者プログラム受講まで命じられるのは、DV 加害者の約4分の1にすぎない¹³⁸⁾。残りの4分の3の加害者は、刑事司法機関に認知すらされないか、認知されても刑事手続きが打ち切れ、手続きから離脱していく。したがって、プログラムに付されなければ、多くのDV 加害者は、州や郡の監視下に置かれることはないのである。

V わが国における適用可能性

わが国では、現在のところ、義務づけによる加害者プログラムの実施について本格的な議論が行われているわけではない。そこで、以上のようなアメリカの状況をふまえたうえで、わが国の司法制度へのDV 加害者プログラム導入の可能性について検討していこう。

1 加害者プログラムの必要性

内閣府の調査によれば、これまでに配偶者から身体への暴行を受けたことがある女性は調査対象者の26.7%である¹³⁹⁾。「恐怖を感じるような脅迫」

137) Saunders = Hamill, *supra* note 108), p.21. 実際、保護観察官の厳しい監督下で実施された加害者プログラムには、再犯防止効果があるとの調査結果が報告されている。Bocko S. et al., *Restraining Order Violators, Corrective Programming and Recidivism*, Massachusetts Trial Court-Office of the Commissioner of Probation, Boston, 2004, p.9. また、イリノイ州で行われた調査でも、プログラム終了者は未終了者と比較して再犯率が低いとの結果が出ている。Bennett L.W., *Program Completion and Re-Arrest in a Batterer Intervention System. Research on Social Work Practice* 17, 2007, p.50. さらに、加害者プログラム効果研究のメタ分析の結果、加害者プログラムの効果量は小さいといっても、たとえば、再犯率が5%減少すれば、全米で42,000人の女性が再被害を受けずに済むことになる指摘されている。Babcock J. C. et al., *Does Batterers Treatment Work? A Meta-Analytic Review of Domestic Violence Treatment. Clinical Psychology Review* 23, 2004, p.1044.

138) Olson = Stalans, *supra* note 132), p.1170,1181.

139) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(2006) 34-39頁参照のこと。なお、過去5年間に配偶者から被害を受けた経験のある女性は回答者の34.8%であったが、このうち、警察へ連絡・相談したのは、わずか3.4%にすぎない。同47頁。

「性的な行為の強要」も含めると、暴力被害経験を有している女性は33.2%にのぼり、そのうち約半数の女性が、それらの被害をくり返し受けている。また、加害者にとっては、現在の配偶者・パートナーだけがDV行為の対象ではない。相手が変われば、その相手に対してもふたたび同様の加害行為がくり返されることになる。

さらに、同一家庭内におけるDVと児童虐待の併発率は高く、子どもも暴力の対象とされている可能性が高い点にも注意する必要がある。¹⁴⁰⁾そして、たとえ、子どもが直接、暴力の対象とされてはいない場合でも、DVを目撃したことで子どもの精神面・行動面に影響が及ぶことは十分考えられる。¹⁴¹⁾わが国でも、そのことをふまえ、2004年10月1日から施行された改正「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童虐待の定義に「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を行うこと」(2条4項)が追加されている。

そのうえ、DVは社会に対しても膨大な経済的損失をもたらしている。日本の状況についてはまだ推測の域を出ないが、アメリカでは、DV(とくに親密な関係にある者による暴力)から生じる経済的な損失(医療費、生産性の喪失、失われた生涯賃金等)は、年間約5,800億円(58億ドル)にのぼり、精神科治療費用を含む医療費がそのうちの4,100億円(41億ドル)を占めると報告されている。¹⁴²⁾

このように、DVが配偶者やパートナー、その子ども、そして社会にもたらす被害は甚大である。もちろん、被害者への支援整備を行うことが優先課題であることは間違いない。しかし、加害者が変わらない限りDVは減少せず、¹⁴³⁾当該被害者か、あるいは新たな被害者に、暴力はふたたび確

140) 相談支援センターに相談をもちかけたDV被害者を対象に東京都が行った調査では、子どもも虐待の対象となっているケースが約半数を占めていた。東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(2004)26頁参照。

141) DVを目撃した子どもたちへの法的対応の議論については、柑本美和「ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもたち—法的対応のあり方とその課題」警察政策7巻(2005)79頁以下参照。被害児童が受ける影響については、永末貴子・石井朝子他「ドメスティックバイオレンス被害児童の暴力の実態と精神健康」ストレス科学21巻(2007)51頁以下参照。

142) National Center for Injury Prevention and Control, *Costs of Intimate Partner Violence Against Women in the United States*, Centers for Disease Control and Prevention, Georgia, 2003, p.32.

143) Dekki, *supra* note 25), p.576.

実に起こりうる¹⁴⁴⁾。したがって、現に暴力を行う加害者に対して働きかけを行う必要性は十分高いといえるだろう。

2 わが国のDVの状況

配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は、ここ5年間で、平成15年度に43,225件、平成16年度は49,329件、平成17年度は52,145件、平成18年度は58,528件、平成19年度には61,128件¹⁴⁵⁾へと増加し、警察の認知件数も、平成15年は12,568件、平成16年には14,410件、平成17年度には16,888件、平成18年度には18,236件、平成19年度には20,992件¹⁴⁶⁾と増加の一途をたどっている。さらに、認知件数の増加に伴い、配偶者（内縁関係も含む）に対する傷害、暴行の検挙件数も、平成10年の330件と比較すれば、平成16年には1,488件、平成17年には1,721件¹⁴⁷⁾と増加している。

しかし、上記の統計からもわかるように、警察によるDVの認知件数と比べると、検挙件数は少数である。さらに、法務総合研究所が行ったDV加害者の研究調査結果によれば、わが国では、いわゆるDV行為で実刑に処せられる者はまれであり、保護観察付執行猶予とされる者もきわめて少数にとどまる。調査は、DV法施行日である平成13年10月13日から平成14年5月24日までの間に検察庁によって不起訴処分にされた、あるいは、第一審判決が確定したDV事件（配偶者、元配偶者、内縁者、元内縁者による、殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV法違反、またはストーカー法違反事件）346件（男性322名、女性24名）について行われた。346件のうち95.4

144) Buzawa E.S.=Buzawa G., *Domestic Violence: The Criminal Justice Response*, 3rd Edition, Auburn House, Connecticut, 2003, p.229.

145) 内閣府男女共同参画局統計資料「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」〈<http://www.gender.go.jp/dv/soudan.html>〉(last visited May 10, 2008)。相談者の99%以上が女性である。

146) 警察庁「配偶者からの暴力事案の認知状況」。〈<http://www.npa.go.jp/safetylife/seian-ki74/h19dv.pdf>〉(last visited May 10, 2008)。被害者の98.6%は女性である。なお、認知件数とは、配偶者からの暴力相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数である。

147) 警察庁「配偶者からの暴力（殺人、傷害及び暴行）の検挙状況（全国・平成13年～17年）」〈<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/houkoku/hbo05s-17.pdf>〉(last visited May 10, 2008)。被害者の95%以上は女性である。

% (330件、うち男性307名・女性23名) を典型的な DV である傷害が占め¹⁴⁸⁾、そのうち検察庁が不起訴処分としたケースは110件 (33.3%)、略式請求が146件 (44.2%)、公判請求は73件 (22.1%) であった。最終的に、傷害事件で実刑に処せられた者は21件 (すべて男性) で、実刑判決の平均刑期は1年1か月であり、執行猶予者は48件 (うち男性44名) で保護観察付執行猶予者は7件 (すべて男性) にすぎなかった。この調査結果から明らかのように、わが国では、DV の典型である傷害事件で加害者が訴追されても、その後、保護観察付執行猶予や実刑判決を言い渡される可能性はそれほど高くない。加害者の80%弱が、不起訴処分 (33.3%) か、略式請求 (44.2%) で終結している¹⁴⁹⁾。

わが国の刑事司法制度へ DV 加害者プログラム導入をとの主張の中には、アメリカ法を参考にし、保護観察の遵守事項として加害者プログラム受講を義務づけるべきだとするものがある¹⁵⁰⁾。しかし、アメリカでは、警察が逮捕推進政策・義務的逮捕政策を、そして検察が起訴強制策を導入し、DV の犯罪化と刑罰の強化を図ってきた。その結果、被害者による申告件数、警察から検察への送致件数、および検察による訴追件数は大幅に増加した。アメリカでは、加害者プログラムは、このように刑事手続きの遡上にのり有罪とされる多数の DV 加害者への対策として、刑事司法制度に導入されたのである。たしかに、わが国でも、更生保護法の施行により、保護観察の対象者に、特別遵守事項として処遇プログラム受講等を義務づけることが可能となった (同法51条2項4号)。また、矯正施設内において改善指導プログラムを義務づけることも可能である (刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律103条第1項)。しかし、すでにみたように、わが国で、DV 加害者が、保護観察の対象者とされるか、あるいは、実刑が科される可能性はきわめて低い。さらに、検察が不起訴処分にした後にプログラム受講を義務づける制度は存在しないし、加害者プログラムを受講させ

148) 法務省法務総合研究所「研究部報告24 ドメスティック・バイオレンス (DV) の加害者に関する研究」(2003) 34頁。なお、傷害事件被害の加療日数の77.5%が7日以上30日未満に該当する。同89頁。

149) 法務総合研究所・前掲注148) 78-79頁。全体では、実刑に処せられた者は29名で、執行猶予者は53名 (うち保護観察付きは9人) であった。

150) 南野知恵子ほか監修・詳解 DV 防止法 2008年版 (ぎょうせい・2008) 32頁。